

本籍地証明書コンビニ交付サービスが利用できるまでの手順のポイント

① マイナンバーカードの取得

お住まいの市区町村で、利用登録申請に必要な電子証明書が搭載されたマイナンバーカードの取得が必要です。

② 利用登録申請の方法

○ コンビニエンスストアのマルチコピー機で利用登録申請をする場合

利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）が搭載されているマイナンバーカードで、コンビニエンスストアのマルチコピー機から必要項目を入力します。

○ ご自宅等のパソコンで利用登録申請をする場合

事前に次のものを用意して、「戸籍証明書交付の利用登録申請サイト」にアクセスし、必要項目を入力します。

- ・ 署名用電子証明書（英数字6～16桁の暗証番号）、利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）の2つが搭載されているマイナンバーカード
- ・ インターネット接続環境
- ・ ICカードリーダーライター（マイナンバーカードに対応したもの）

○ 入力についての注意事項

- ・ いずれの方法も、毎日（年末年始、メンテナンス時を除く）午前6時30分から午後11時まで申請ができます。
- ・ 入力が完了すると、申請状況を確認する際に必要な申請番号が表示されますので、必ずメモとして控えておいてください。コンビニエンスストアで申請した場合は、有料で申請番号の画面の印刷ができます。

○ 申請状況の確認

入力に誤りがなければ、登録日から一週間程度でサービスが利用可能となりますが、「戸籍証明書交付の利用登録申請サイト」から申請状況を確認してください。

入力内容に誤りがある場合に「却下」と表示された場合は、再度、申請を行ってください。

戸籍証明書の取得について

戸籍証明書の取得の詳しい操作手順は、地方公共団体情報システム機構のホームページで確認できます。

※ このサービスを利用できるマイナンバーカードをお持ちの方で、藍住町に住所があり本籍が町外の方は、本籍地の市区町村がこのサービスを実施しているか、各市区町村にお問い合わせください。